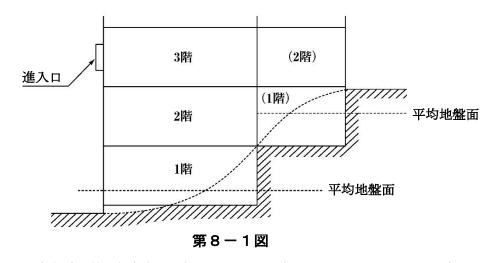
第8 非常用の進入口

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)が平成12年4月1日に施行されたことに伴い、これまでの建設省等の通達等の取扱いについては建築主事等の執務上の取扱いによることとなった。

1 設置対象

(1) 建築物の同一の階が、平均地盤面が異なることで部分により階数が異なり、当該階の一部が 3 階以上の階である場合は、当該階を 3 階以上の階として建基政令第126条の 6 に定める非常用の進入口(以下「進入口」という。)を設けるものであること(第8-1 図参照)。



(2) 病院、ホテル、福祉施設等の就寝施設を有するものは、非常用エレベーターを設けた場合であっても、31 m以下の階には進入口を設けること。◆

2 道又は道に通じる通路等

建基政令第126条の6第2号及び第126条の7第1号の「道又は道に通じる幅員4m以上の通路その他の空地」の取扱いは次によること。

- (1) 道は、幅員4m未満のものを含むものであること。
- (2) 道に面する外壁面及び道に通じる幅員4m以上の通路その他の空地に面する外壁面を有する建築物には、 消防活動の目的から両方の外壁面に開口部を設けること。◆
- (3) 庭園、屋外駐車場等は、通路その他の空地に含まれるものであること。
- (4) 通路その他の空地は、軟弱地盤、樹木、階段状通路、塀等の進入障害又は外壁後退による架梯障害にかかわらず通路、空地等に含まれるものであること。
- (5) 公園その他の広場が存するものであっても、当該建築物の敷地でない場合は、通路その他の空地に含まれないものであること。
- (6) 幅員4m以上の通路によって道に通じている建築物の中庭は、当該中庭が通路その他の空地に含まれる ものであること。

3 代替開口部

建基政令第126条の6第2号の「窓その他の開口部」(以下「代替開口部」という。)の取扱いは次によること。

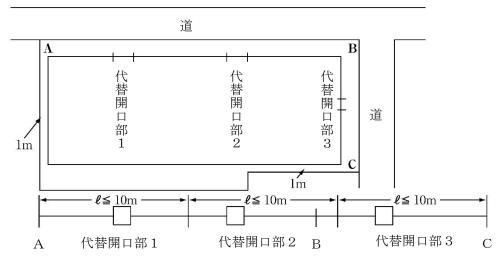
- (1) 床面からの高さは、消防活動上支障のない高さであること。
 - ※ 消防活動上支障のない高さは、おおむね1.2m以下であること。
- (2) 窓に手すり等を設ける場合は、手すりから上部の部分を窓の有効面積とすること。
- (3) 代替開口部は、進入口と併設することができるものであること。この場合、代替開口部と進入口の間隔

は25m以下とすること。

- (4) 次の構造の開口部は、代替開口部として扱えるものである。
 - ア 屋外から開放できる窓等
 - イ 破壊が容易な普通板ガラス、フロート板ガラス、磨き板ガラス、型板ガラス、熱線吸収板ガラス又は熱線反射ガラス入り窓等(ガラスの厚さが8ミリ以下のもの(厚さが6ミリを超えるものは、ガラスの大きさが概ね2㎡以下かつガラスの天端の高さが、設置されている階の床から2m以下のものに限る。))
 - ウ 破壊が容易な強化ガラス又は耐熱板ガラス入り窓等(ガラスの厚さが5ミリ以下のもの)
 - エ 網入板ガラス又は線入板ガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの(ガラスの厚さが6.8ミリ以下のもの)
 - オ 前工以外の網入板ガラス又は線入板ガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもののうち、バルコニー又は屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの(ガラスの厚さが10ミリ以下のもの)
 - カ 合わせガラス (JIS R 3205) 入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができ、窓に設置されている鍵 (クレセント錠又は補助錠をいう。) は2以下で、別個の鍵を用いたり暗証番号を入力したりしなければ解錠できないような特殊なクレセントやレバーハンドル等が設置されていないもの (フロート板ガラス6.0ミリ以下+PVB30mi1以下+フロート板ガラス6.0ミリ以下、網入板ガラス6.8ミリ以下+PVB30mi1以下+フロート板ガラス5.0ミリ以下、フロート板ガラス6.0ミリ以下+EVA中間膜 (株式会社ブリヂストン製のものに限る。以下同じ。) 0.4mm以下+PETフィルム 0.13mm以下+EVA中間膜0.4mm以下+フロート板ガラス6.0ミリ以下、フロート板ガラス6.0ミリ以下+EVA中間膜 0.4mm以下+フロート板ガラス6.0ミリ以下、網入板ガラス6.8ミリ以下+EVA中間膜 0.4mm以下+フロート板ガラス5.0ミリ以下、網入板ガラス5.0ミリ以下、網入板ガラス6.8ミリ以下+EVA中間膜 0.4mm以下+フロート板ガラス5.0ミリ以下、網入板ガラス6.8ミリ以下+EVA中間膜 0.4mm以下+フロート板ガラス5.0ミリ以下、網入板ガラス6.8ミリ以下+EVA中間膜 0.4mm以下+フロート板ガラス5.0ミリ以下、網入板ガラス6.8ミリ以下+EVA中間膜 0.8mm以下+フロート板ガラス5.0ミリ以下)
 - キ 前カ以外の合わせガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより、外部から開放することができ、窓に設置される鍵(クレセント錠又は補助錠をいう。)は2以下で、別個の鍵を用いたり暗証番号を入力したりしなければ解錠できないような特殊なクレセントやレバーハンドル等が設置されていないもののうち、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの(フロート板ガラス5.0ミリ以下+PVB60mi1以下+フロート板ガラス5.0ミリ以下、網入板ガラス6.8ミリ以下+PVB60mi1以下+フロート板ガラス6.0ミリ以下、フロート板ガラス3.0ミリ以下+PVB60mi1以下+型板ガラス4.0ミリ以下)
 - ク ポリエチレンテレフタレート(以下「PET」という。) 製窓ガラス用フィルム(JIS A 5759に規定するもの。以下同じ。) のうち、多積層(引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。以下同じ。) 以外で、基材の厚さが $100\,\mu\,\mathrm{m}$ 以下のもの(内貼り用、外貼り用は問わない)を前アからキまでのガラスに貼付したもの
 - ケ 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが400μm以下のもの(内貼り用、外貼り用は問わない)を前アからカまでのガラスに貼付したもの
 - コ PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが $100\,\mu$ mを超え $400\,\mu$ m以下のもの(内 貼り用、外貼り用は問わない)を前アからキまでのガラスに貼付したもので、バルコニー、屋上広場等の 破壊作業のできる足場が設けられているもの
 - サ PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが $100\,\mu\,\mathrm{m}$ 以下のもの(内貼り用、外貼り用 は問わない)を前アからキまでのガラスに貼付したもので、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる 足場が設けられているもの
 - シ 屋外から常時手動で解錠できるサムターン付軽量シャッター
- (5) 次の構造の開口部は、代替開口部として扱えないものであること。
 - ア 網入板ガラス、線入板ガラス、合わせガラス又は倍強度ガラスのはめ殺し窓等
 - イ 屋外から開放できない鉄製の扉
 - ウ 格子、ルーバー、広告物、看板、目除け、雨除け、ネオン管灯設備等により所定の寸法のとれない窓等
 - エ PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが $100\,\mu$ mを超え $400\,\mu$ m以下のもの(内貼り用、外貼り用は問わない)を前イからキまでのガラスに貼付したもので、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられていないもの(イ及びウのうち、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの並びにエを除く)
 - オ PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが100μm以下のもの(内貼り用、外貼り用

は問わない)を前イからキまでのガラスに貼付したもので、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる 足場が設けられていないもの(イ及びウのうち、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放す ることができるもの並びに工を除く)

- (6) 代替開口部相互間の距離は、おおむね10m以内とすること。◆
 - ※ 建基政令では壁面を10m以内ごとに区分し、代替開口部を当該区分内の随意な位置に設けることとなっている。 (第8-2図参照)
- (7) 代替開口部には、赤色反射塗料による一辺が20cmの正三角形の表示を設けること。ただし、代替開口部であることが明らかであり、かつ、代替開口部としての機能が確保される場合を除く。◆
- (8) 代替開口部の取扱いについては、第8-1表を参考にすること。



第8-2図

4 非常用進入口の設置を要しない構造等

建基政令第126条の6第3項の「一定の規模以上の空間及び高い開放性を有する通路その他の部分の構造」の取扱いは、平成28年国土交通省告示第786号によること。

第8-1表 非常用進入口(代替開口部)の判定としての開口部構造の取扱い

開口部の条件			代替開口部					
ガラス開口部の種類			非常用進入口			足場なし		
				足場有り	窓ガラス 用フィルム なし	窓ガラス 用フィルム A	窓ガラス 用フィルム B	
普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線吸射ガラス	厚さ8ミリ以下 (厚さが6ミリを超えるものは、 ガラスの大きさが概ね2㎡以下か つガラスの天端の高さが、設置さ れている階の床から2m以下のも のに限る。)	引き違い	0	0	0	0	Δ	
		F I X	0	0	0	0	×	
	厚さ 6.8 ミリ以下	引き違い	0	Δ	Δ	Δ	\triangle	
網入板ガラス 線入板ガラス		F I X	0	×	×	×	×	
	厚さ 10 ミリ以下	引き違い	0	Δ	×	×	×	
		F I X	0	×	×	×	×	
強化ガラス 耐熱板ガラス	厚さ5ミリ以下	引き違い	0	0	0	0	Δ	
	序でもくりめて	F I X	0	0	0	0	×	
合わせガラス	フロート板ガラス 6.0 ミリ以 下+PVB (ポリビニルブチラ ール) 30mil (膜厚 0.76 mm) 以 下+フロート板ガラス 6.0 ミ リ以下	引き違い	0	Δ	Δ	Δ	×	
		F I X	0	×	×	×	×	
	網入板ガラス 6.8 ミリ以下+ PVB (ポリビニルブチラール) 30mil (膜厚 0.76 mm) 以下 +フロート板ガラス 5.0 ミリ 以下	引き違い	0	Δ	Δ	Δ	×	
		F I X	0	×	×	×	×	
	フロート板ガラス 5.0 ミリ以 下+PVB (ポリビニルブチ ラール) 60mil (膜厚1.52 mm) 以下+フロート板ガラス 5.0 ミリ以下	引き違い	0	Δ	×	×	×	
		F I X	0	×	×	×	×	
	網入板ガラス 6.8 ミリ以下+ PVB (ポリビニルブチラール) 60mil (膜厚 1.52 mm) 以下 +フロート板ガラス 6.0 ミリ 以下	引き違い	0	Δ	×	×	×	
		F I X	0	×	×	×	×	
	フロート板ガラス 3.0 ミリ以 下+PVB (ポリビニルブチ ラール) 60mil (膜厚 1.52 mm) 以下+型板ガラス 4.0 ミリ以下	引き違い	0	Δ	×	×	×	
		F I X	0	×	×	×	×	
	フロート板ガラス 6.0 ミリ以 下+EVA (エチレン酢酸ビ ニル共重合体)中間膜 0.4 mm以	引き違い	0	Δ	Δ	Δ	×	
	下+PETフィルム 0.13 mm以下+EVA中間膜 0.4 mm以下 +フロート板ガラス 6.0 ミリ 以下	F I X	0	×	×	×	×	

合わせガラス	フロート板ガラス6.0ミリ以下 +EVA(エチレン酢酸ビニル 共重合体)中間膜0.8mm以下+フロ ート板ガラス6.0ミリ以下	引き違い	0	Δ	Δ	Δ	×
		F I X	0	×	×	×	×
	網入板ガラス6.8ミリ以下+E VA(エチレン酢酸ビニル共重 合体)中間膜0.4mm以下+PE Tフィルム0.13mm以下+EV A中間膜0.4mm以下+フロート 板ガラス5.0ミリ以下	引き違い	0	Δ	Δ	Δ	×
		F I X	0	×	×	×	×
	網入板ガラス6.8ミリ以下+E VA(エチレン酢酸ビニル共重 合体)中間膜0.8mm以下+フロート板ガラス5.0ミリ以下	引き違い	0	Δ	Δ	Δ	×
		F I X	0	×	×	×	×
		引き違い	0	×	×	×	×
		F I X	0	×	×	×	×
複層ガラス	構成するガラスごとに本表(網入板ガラス及び線入板ガラス(窓ガラス用フィルムを貼付したもの等を含む)は、厚さ 6.8 ミリ以下のものに限る。)により評価し、全体の判断を行う。						

[備考]

- 1 ガラスの厚さの単位は、JISにおいて用いられる「呼び厚さ」の「ミリ」を用いる。
- 2 「足場有り」とは、避難階又はバルコニー(建基政令第126条の7第5号に規定する構造以上のもの)、 屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているもの
- 3 「引き違い」とは引き違い窓、片開き戸、開き戸等、通常は部屋から開放することができ、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの
- 4 「FIX」とは、はめ殺し窓をいう。
- 5 耐熱板ガラスは、耐熱板ガラス品質規格(低膨張防火ガラス、耐熱強化ガラス及び耐熱結晶化ガラス)によるものをいう。
- 6 合わせガラス及び倍強度ガラスは、それぞれJIS R 3205及びJIS R 3222に規定するもの
- 7 「窓ガラス用フィルムなし」は、ポリエチレンテレフタレート(以下「PET」という。) 製窓ガラス用フィルム(JIS A 5759に規定するもの。以下同じ。) 等を貼付していないガラスをいう。
- 8 「窓ガラス用フィルムA」は、次のものをいう。
- (1) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層(引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。以下同じ。)以外で、基材の厚さが $100\,\mu$ m以下のもの(内貼り用、外貼り用は問わない)を貼付したガラス
- (2) 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが400μm以下のもの(内貼り用、外貼り用は問わない)を貼付したガラス
- (3) 低放射ガラス (通称 Low E 膜付きガラス) (金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラスであること。)
- 9 「窓ガラス用フィルムB」は、次のものをいう。
- (1) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが 100μ mを超え 400μ m以下のもの(内貼り用、外貼り用は問わない)を貼付したガラス
- (2) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが100μm以下のもの(内貼り用、外貼り用は問わない)を貼付したガラス
- 10 「足場有り」欄の判定は、窓ガラス用フィルムの有無にかかわらず、すべて(窓ガラス用フィルムなし、窓ガラス用フィルムA、窓ガラス用フィルムB) 同じ判定であること。
- 11 合わせガラスに用いるEVA(エチレン酢酸ビニル共重合体)中間膜は株式会社ブリヂストン製のもの に限る。

[凡例]

○ : 開口部として取り扱うことができる。

△ : ガラスの一部を破壊し、外部から開放できる部分(引き違い窓の場合概ね1/2の面積で算定する。)

を開口部として取り扱うことができる。

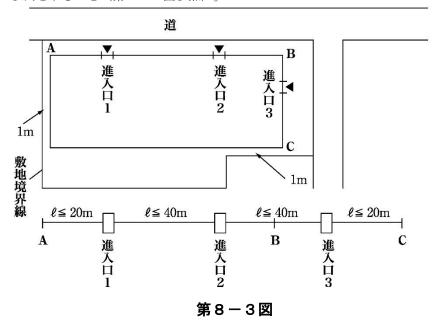
× : 開口部として取り扱うことはできない。

5 進入口の間隔、構造

(1) 進入口の間隔は次によること。

ア 間隔の算定にあたっては、進入口の設置を要する各壁面を通算できるものであること。

イ 進入口の間隔は、40m以下とし、かつ、進入口の設置を要する外壁面と設置を要しない外壁面との境界から20m以内とすること(第8-3図参照)。



(2) 進入口の構造

次の構造の開口部は、建基政令第126条の7第4号に定める「破壊して室内に進入できる構造」として扱えるものであること。

ア 前3、(4)に掲げる窓等

イ 網入板ガラス、線入板ガラス又は合わせガラスのはめ殺し窓等

(3) バルコニーは次によること。

ア バルコニーには手すりを設け、その高さはおおむね1.1mとすること。

イ 建基政令第126条の7第1号から第7号までに適合する屋外階段の踊り場又は外気に開放された廊下、ベランダ等は、バルコニーとして扱えるものであること。

6 非常用の進入口の設置を要しない階

建基政令第126条の6の規定に基づき、非常用の進入口の設置を要しない階は、その直上階又は直下階から進入することができるもので、不燃性の物品の保管その他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供する階又は次に掲げる国土交通大臣が定める特別の理由により屋外からの進入を防止する必要がある階であること。

- (1) 次のいずれかに該当する建築物について、当該階に進入口を設けることにより周囲に著しい危害を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 放射性物質、有害ガスその他の有害物質を取り扱う建築物
 - イ 細菌、病原菌その他これらに類するものを取り扱う建築物
 - ウ 爆発物を取り扱う建築物
 - 工 変電所

- (2) 次に掲げる用途に供する階(階の一部を当該用途に供するものにあっては、当該用途に供する部分以外の部分を1の階とみなした場合に建基政令第126条の6及び第126条の7の規定に適合するものに限る。) に進入口を設けることによりその目的の実現が図られないもの
 - ア冷蔵倉庫
 - イ 留置所、拘置所その他人を拘禁することを目的とする用途
 - ウ 美術品収蔵庫、金庫室その他これらに類する用途
 - エ 無響室、電磁しゃへい室、無菌室その他これらに類する用途

(平成12年5月31日 建設省告示第1438号)

なお、保管する物品の不燃性の判断については、梱包材の材質等についても考慮する必要があること。

7 共同住宅の取扱い等

共同住宅が次のいずれかによる場合は、進入口を設けたものとして取り扱うことができる。この場合、次の (1)から(3)までに係る外壁面以外の面については、進入口を設けないことができるものであること。 (昭和46年11月30日 建設省住指発第826号)

- (1) 各住戸に進入可能なバルコニーが設けてあること。
- (2) 階段室型共同住宅にあっては、各階段室に進入可能な開口部が設けてあること。
- (3) 廊下型共同住宅にあっては、廊下、階段室その他これらに類する部分に進入可能な開口部を各住戸から その一に至る歩行距離が20m以下となるように設けてあること。

【参考】非常用の進入口に係る条文

建 基 法	建 基 政 令	建築基準法関係告示
第35条(特殊建築物等の避難及び消	第126条の6(進入口の位置)	平成12年建設省告示第1438号
火に関する技術的基準)		(屋外からの進入を防止する必要
		がある特別の理由を定める件)
	第126条の7(進入口の構造)	昭和45年建設省告示第1831号
		(非常用の進入口の機能を確保す
		るために必要な構造の基準)
		平成28年国土交通省告示第786号
		(一定規模以上の空間及び高い開
		放性を有する通路その他の構造方
		法を定める件)